

○ 広域連合長の専決処分事項の指定について

平成 12 年 6 月 20 日
議 決

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、広域連合長において専決処分するものとする。

記

- 1 1 件の金額が 100 万円以下の財産権上の請求に係る訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関すること。
- 2 1 件の金額が 100 万円以下の損害賠償の額を定めること。